



地域学校協働活動 & コミュニティ・スクール だより

12月に開催しました「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動情報交換会」の様子をお知らせいたします。

令和7年度廿日市市コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動情報交換会

12月19日(金)にコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動情報交換会を開催しました。この会には、各学校運営協議会会長と各地域学校協働本部長、小中学校校長代表の皆さんにお集まりいただき、これからの活動等について情報交換をしました。

はじめに、広島県教育委員会生涯学習課 社会教育監 半田光紀先生に講話をしていただきました。

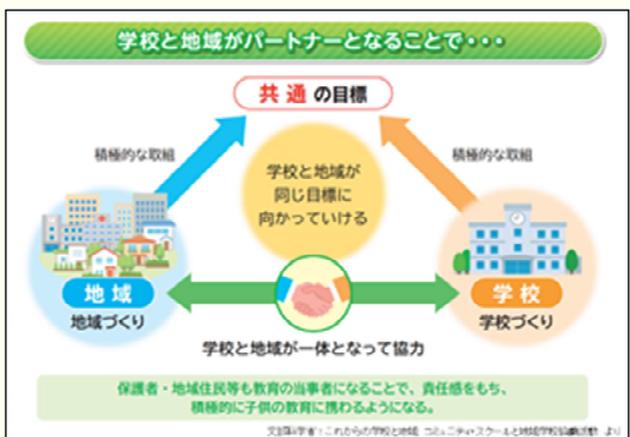


1 調査から見る家庭・地域・子供

現在、我が国では少子化や近所付き合いの意識の変化により、子育ての相談相手や支援者が次第に減少し、子育てがしにくい社会になっています。そのような中、子供に目を向けると、18歳意識調査において「自分の行動で国や社会を変えられると思う」や「将来の夢を持っている」への肯定的回答割合は他国に比べて低いです。しかし、数値そのものに注目すると、我が国の約半数の子供は自分の行動で社会を変えられると思っていることが分かります。また、6割は将来の夢を持っています。更に多くの子供たちが、自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持てるよう、これからの学校には、社会と連携・協働し、実社会の中で学ぶ教育活動を充実させることが求められています。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進は、こういった「社会に開かれた教育課程」を実現につながります。



また、6割は将来の夢を持っています。更に多くの子供たちが、自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持てるよう、これからの学校には、社会と連携・協働し、実社会の中で学ぶ教育活動を充実させることが求められています。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進は、こういった「社会に開かれた教育課程」を実現につながります。



2 CS、地域学校協働活動について

コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を設置した学校のことをいいます。新しく委員になられる方には、学校運営協議会について、次の3点を御理解いただくことが重要です。

「①委員は特別職の地方公務員であり、一定の権限を持って、学校運営やその他必要な支援など学校づくりについて協議する場。②一人の強い意見が通ることのない、合議制の機関。③地教法で定められた、学校と対等な立場にあるもの」。

学校運営協議会の主な役割「学校運営の基本方針の承認」については、令和8年度から、地教法の改正に伴い、教職員の業務量管理・健康確保措置の実施についても承認をすることになります。学校運営協議会における承認は、「OK」ではなく「Let's」です。応援するのではなく「一緒にやりましょう」ということですので、学校と地域で力を合わせて学校づくりをしていただきますよう、お願いいたします。また、学校運営協議会は、「辛口の友人であり、最大の応援団」と言われますが、そのためには、日頃からの密な連携による関係の構築がポイントです。

地域学校協働活動は、幅広い地域住民の参画を経て、地域全体で子供たちの学びや成長を支える「学校を核とした地域づくり」の活動です。大切なのは、「目標を地域と学校が共有している」ことだと捉えています。国立教育政策研究所の志々田まなみ総括研究官は、地域学校協働活動を図のように示されています。この図は地域で行う多様な活動だけではなく、学校の授業に入ったり、学校の課題解決を図るために動いたりする地域学校協働活動もあることが示された分かりやすい図となっています。学校・地域、どちらで行う場合も、「どんな子供に育てたいか」「この時間はどんな力をつけたいか」など、目標を共有して取り組むことがポイントです。

コミュニティ・スクールとは

学校運営協議会の主な3つの機能

- ① 校長が作成した学校運営の**基本方針の承認**（必須）
- ② **学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる
- ③ **教職員の任用に関して**、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5】

承認は、「OK」ではなく「Let's」



3 今後に向けて

右のワークシートに、活動を振り返りながら、個人で「これから何に一番力を入れたいか」を記入していただきました。

参加者の意見

○学校運営協議会が説明で終わっている。

○学校評価もしなければならぬので時間がなかなか捻出できない。等の意見が出ました。

あなたの学校運営協議会(学校評議会・地域連携のための会議etc)にあてはまるものに <input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>
1	学校からの報告よりも、委員が発言したり、協議したりする時間の方が長い	
2	可能な限り学校の調査結果を委員と共有し、実態や課題についての正しい理解を促している	
3	協議事項や年間スケジュールは学校だけで用意せず、委員とも相談しながら決めている	
4	活動を発足、継続するだけでなく、縮小や廃止等についても検討できている	
5	管理職だけでなく、様々な職種、校内分掌、年齢等の教諭が参加できるよう工夫している	
6	児童・生徒の理解が進むよう、委員と児童・生徒とが交流・意見交換等をする機会がある	
7	委員構成に偏りや固定化(経歴、立場、年齢、性別、地域etc.)がないよう配慮している	
8	地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)が委員となっている	
9	より充実した協議ができるよう、研修や幅広い方々との熟議の機会を設けている	
10	年3回以上開催している。	

文部科学省 国立教育政策研究所 生涯学習政策研究部 総括研究官 志々田まなみ氏 作成資料より

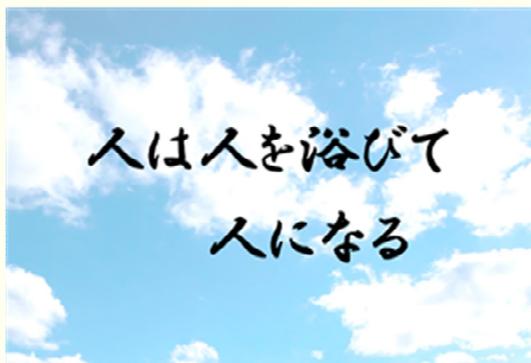
解決策

- 事前に資料を配付しておく。
 - 参観授業を別の日や別の時間にもうける。
- 等のアイデアが出されました。

参加者の意見

- 児童や生徒の実態を共有しないと、目指す子供像が一致しない。
- 学校の具体的な行事や活動を皆さんで話し合
うと、いろいろな立場の人からそれぞれの視点で、たくさんの意見が出て、どんどん深まっていくのが、まさに熟議だと体感しました。

学校と地域で協働して行う学びや活動を、整理し「見える化」すると、学校と地域で見通しやイメージを共有できます。また、実際にやってみて、今年どうだったか、「見える化」したものを囲んで振り返り・改善していくと、次年度の活動に生かされるので大変効果的です。引き続き、学校運営協議会でどのような学校にしたいかについて熟議し、「地域とともにある学校づくり」に取り組んでいただきたいと思います。人は、出会った人によってつくられます。私も出会った方の生き方に触れることで、自分をつくってもらったと感じています。ぜひ、子供たちを多様な人に出会わせ、生き方に触れさせ、成りたい自分像をたくさん持たせてやってください。



情報交換

情報交換では、「廿日市市のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の成果と課題、課題解決に向けて」というテーマで協議しました。

各グループから

- 小学校の熟議に卒業した中学校の1年生の代表が参加したり、学校運営協議会委員が校内研修の授業や協議に参加したりして、子どもたちの思いや学校の様子をより深く知ることができた。日常の学習支援の活動や体験活動等が充実して喜ばれている。
- 無理なく連携を図ることができている。寺子屋塾に、地元の高校生や地域の方が参加されることで、子どもたちの主体的な活動になり、力もついてきている。
- 課題として、コミュニティ・スクールの意義や理解が協働本部の皆さんと繋がっていない。
- 学校運営協議会も地域学校協働本部も高齢化し、委員も固定化して協議がなかなか深まらない。
- 学校運営協議会の協議の時間を十分とれるように工夫したい。

- 学校経営計画については、会長などとも相談し、3学期から提案してもらおうとスムーズに行くと思うなどの意見が出ました。
- 今後に向けては、参加者を増やすために活動を通じながら味方になる人を誘い込んでいく。
- 子ども発信の事業ができるが良い。
- 市民センターの職員がコミュニティ・スクールをもっと理解して、市民センターをもっと活用できるようにしてほしい。



これからは、子供たちを地域づくりに参画させ、町づくりの当事者に育てていくことが大切になると、竹原和泉CS推進名誉マイスターが、次のように発達段階に分けて話されていました。

- 低学年 **IN** 地域の中で学ぶ・地域の中で育つ
- 中学年 **ABOUT** 地域について学ぶ
- 高学年 **FOR** 地域のために何ができるかを考えていく
- 中学生 **WITH** 当事者となって地域と一緒に動く



引き続き、学校と地域で、「どのような子供に育てたいか、どのような力をつけたいか（目標）」を共有し、そのために「子供の学びをどう充実させていくか、どのような環境をつくるか（方法）」について、学校運営協議会で熟議いただき、「地域とともにある学校づくり」を進めていただきますよう、お願いいたします。各校、熱心に取り組まれている廿日市市が、CSを更に充実・発展させるためには、市内の横の繋がり（連絡協議会）をつくることも有効な手立てだと思います。



廿日市市教育委員会生涯学習課
〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号
TEL(0829)30-9203 FAX(0829)32-5163



市ホームページ